

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

(1) 北部大阪都市計画区域区分の変更

北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている府道大阪高槻京都線沿道地区及びJR島本駅西周辺地区について、計画的な開発事業が実施されることが確実となったことから、市街化区域と市街化調整区域の区分（以下「区域区分」という。）の変更を行う。

対象市名	地区名	変更内容
茨木市	南目垣・東野々宮地区	市街化調整区域から市街化区域へ編入
島本町	JR島本駅西地区	市街化調整区域から市街化区域へ編入

※変更箇所は、別添「計画図」を参照

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、

- ・茨木市の都市計画において、用途地域の変更、高度地区の変更、防火地域及び準防火地域の変更、下水道の変更、土地区画整理事業の決定及び地区計画の決定が予定されています。
 - ・島本町の都市計画において、用途地域の変更、高度地区の変更、下水道の変更、土地区画整理事業の決定及び地区計画の決定が予定されています。
- 内容については、茨木市又は島本町へお問い合わせください。

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市役所および町役場	府庁
茨木市都市整備部都市政策課	都市整備部都市計画室計画推進課
島本町都市創造部都市計画課	

※市役所および町役場においては、対象となる市町の資料のみ掲示します。

※府庁においては、すべての資料について提示します。

(2) 掲示期間

平成31年1月21日（月）から2月4日（月）まで